

柏原市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針

1. 趣旨

柏原市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 2 条に規定する指定への方針を定めたものです。方針の内容については、柏原市の空家対策の状況や支援法人指定状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2. 指定の業務

要綱第 4 条第 1 項第 5 号に定める『支援法人に行わせる必要があると認められるもの』は以下の通りです。

1) ワンストップ相談業務等

(1) 空家の相続・売却・管理・活用等の問題に対応した資格者で構成された相談体制をもとにワンストップで対応する相談業務【法第 24 条第 1 号】

(2) 空家問題に対する個別相談・セミナー等の啓発業務【法第 24 条第 1 号】

(3) 空家・空き店舗の活用提案・周知啓発業務（居住支援への活用含む）【法第 24 条第 2 号/第 5 号】

2) ウェブサービス啓発業務

ウェブサービスを活用した啓発業務【法第 24 条第 1 号】

ウェブサービスとは、所有者等に対しインターネット上での情報提供による啓発を実施するサービスを指します。

3. 支援法人の指定

指定する支援法人の期間・数は次の通りとし、評価基準に応じた指定を実施します。

1) 指定期間：上限 2 年とし、指定時に市長が定める。

2) 評価基準：別表に基づき評価します。

3) 指 定 数：1) ワンストップ相談業務等：上限 2 法人 2) ウェブサービス啓発業務：上限 1 法人
※評価基準に基づき、各業務の点数上位の法人を指定します。

4) 申請期間：令和 7 年 6 月 2 日～令和 7 年 6 月 20 日

4. 指定の条件

要綱第 4 条第 5 項に定める『その他、市長が別に定める基準に適合する者であること。』は以下の通りです。

1) 支援法人として指定されたことによる市からの業務委託料等は発生せず、法人としての経済的基盤や民間資金等を活用し事業を実施できる団体であること。

2) 過去に大阪府下の自治体と連携し空家対策の取組実績を有する団体であること。

3) 2. 指定の業務 1) ワンストップ相談業務等には、相続・売却・管理・活用等に対応した複数の有効な資格者（建築士・宅地建物取引業・不動産鑑定士・弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・社会福祉士等）で構成された相談体制を整えている団体とします。

5. その他

1) 申請前に、指定業務等に対するヒアリングの実施にご協力をお願いします。

2) 申請後、必要に応じて追加書類の提出やヒアリングを実施する場合があります。